

2024年7月12日
千葉第一監査法人

監査品質のマネジメントに関する年次報告書（ドライラン版）
(対象期間 2023年7月1日から2024年6月30日まで)

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 統括代表社員メッセージ

統括代表社員 田中 昌夫

経営方針及び監査品質向上に向けた取組について

当監査法人は、千葉県を中心とした地元企業に対して、監査を中心に会計のプロフェッショナルとして品質の高いサービスを提供することにより、地域経済の発展に寄与することを経営理念としており、安定的成長と堅実的経営を調和させながら、監査品質の向上及び監査事務所の適正運営に力を注いでおります。

当監査法人は、社員7名と少人数ではありますが、定期的または臨時的に開催する社員会等により現状における課題や当監査法人の将来の在り方等について議論を実施しており、千葉を本拠とする唯一の監査法人として、社会の要請に応え、社会から信頼される監査法人を目指し、資本市場の健全な発展に貢献していきたいと思っております。

高い監査品質の確保とクライアントからの信頼の確保は、当監査法人の至上命題であり、従前にも増して監査品質の向上を図って参りたいと思っております。

高い監査品質の確保のためには、監査業務の実施は監査事務所の品質管理システムに則ること、また、変化を続けるクライアントの経営環境やビジネスモデルへの理解を深め、監査チームメンバー相互のコミュニケーションも十分に行い、お互いに切磋琢磨することが必要だと考えています。当監査法人の関係者全員が監査のプロフェッショナルとして自己研鑽に努めて参ります。(注)

クライアントからの信頼の確保は、千葉を中心として事業展開を行う法人に対して地元の当監査法人が監査を担うことで、当監査法人の強みであるフットワークの良さ、クライアントからの質問等に対する迅速な対応等により、築かれていることと思います。これからの信頼関係を大切にしていき、クライアントからの信頼を確保したいと考えます。

長年かけて築いた信頼関係も、何らかの関係で失われることもあります。このような事態を避けるためにも、緊張感をもって監査に当たって参ります。

(注) 【別紙】「監査法人のガバナンス・コード」【監査法人が果たすべき役割】原則1
(指針1-1)(指針1-2)(指針1-4)を参照してください。

(2)事務所概要

①名称

千葉第一監査法人

②沿革

千葉県下に係わりが深く、長年県下に会計事務所を設け地域経済の発展と共に歩んできた公認会計士が集まり、経済活動や経済拡大にともないこれまでの経験を生かし1975年4月1日に当監査法人を設立いたしました。

なお、設立以後当作成日までの間の名称変更、合併、目的の変更、主たる事務所の移転、主要な関係会社の設立はありません。

③最高経営責任者

統括代表社員 田中 昌夫

④人員構成

2024年6月30日現在

	常勤者	非常勤者	計
代表社員・公認会計士	7	—	7
公認会計士	2	19	21
その他監査補助者	2	1	3
事務局	1	—	1
計	12	20	32

⑤監査対象会社の属性別の数

2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	3社
会社法監査	7	1
学校法人監査	14	—
労働組合監査	3	—
その他の法定監査	9	—
その他の任意監査	8	—
計	45社	4社

⑥上場会社等の主な監査対象会社名

石井食品株式会社
株式会社シー・エス・ランバー
株式会社フューチャーリンクネットワーク

⑦事務所所在地

本部 千葉県千葉市中央区栄町 42-11
上記以外の事務所はありません。

2. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

当監査法人は、当監査法人が実施する監査業務に関し、合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

品質管理システムの項目は、2021年11月に「監査に関する品質管理基準の改訂について」が公表されたことに伴い改訂されます。これにより、当監査法人は、2024年8月1日より以下の項目に改訂いたします。

・品質管理システムの項目について

現行基準		改訂後
		監査事務所のリスク評価プロセス
品質管理に関する責任	→	ガバナンス及びリーダーシップ
職業倫理及び独立性	→	職業倫理及び独立性
監査契約の新規の締結及び更新	→	監査契約の新規の締結及び更新
業務の実施	→	業務の実施
監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	→	監査事務所の業務運営に関する資源
		情報と伝達
品質管理のシステムの監視	→	品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
(※)		監査事務所間の引継

(※) 現行基準では、少なくとも上記の事項に関する方針及び手続から成るとされている。ただし、「監査事務所間の引継」に関して、監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめること等が求められている。

【出典：日本公認会計士協会研修資料】

提出日現在の品質管理システムの状況は、以下のとおりです。

①品質管理に関する責任

当監査法人は品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理責任者（不正リスクに関する品質管理の責任者を兼務）は品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、統括代表社員は当監査法人の品質管理に関する最終的責任を負っています。

統括代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を醸成できるようにするために、以下の事項を強調する行動とメッセージを、研修、会議、公式又は非公式の意見交換、法人運営上の基本理念、又は連絡文書などによって明確に一貫して繰り返し示すこととしています。

- ・当監査法人の品質管理に関する方針及び手続を遵守すること
- ・職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること
- ・状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

②職業倫理及び独立性

（ア）法令及び職業倫理の遵守

当監査法人は、社員及び職員の法令遵守を確保するために、職業倫理に関する規定、情報セキュリティに係る規程及びインサイダー取引防止規程等を制定し、遵守しております。また、法令等違反行為等を防止し、社会的信頼の確保等を目的として、通報制度を設けています。

当監査法人及び専門要員は、職業倫理に関する規定により職業倫理を遵守しております。

※ 職業倫理に関する規定とは、監査法人並びに監査法人に所属する公認会計士等が守るべき職業倫理の規定をいい、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会の公表する会則・倫理規則等から構成されます。

（イ）独立性

当監査法人は、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の保持を遵守することを合理的に確保するために、毎年、定期的に及びその他必要となる時点において、独立性確認書により監査法人及び専門要員に対し利害関係の有無を調査し、その後、状況の変更の有無についてフォローアップ調査を実施しております。

業務執行社員、審査担当社員の選任及び交替（ローテーション）に関しては、公認会計士法等に基づく規制に加え、当監査法人の担当者の長期間の関与に関するガイドラインに基づき実施しております。

③監査契約の新規の締結及び更新

(ア) 不正リスク対応基準適用外の監査業務

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に関して、時間及び人的資源などの業務を実施するだけの適性及び能力、職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性ほか監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務が実施できるかを判断しております。

監査契約の新規の締結については、事前に監査対象会社のリスク評価や前任監査人からの引継手続の検討を行い社員会の承認を得ています。

監査契約の更新については、前年度の監査意見審査時にリスク評価を行い契約の更新を決定し、契約の更新に問題がある場合は社員会で契約更新の可否の決定を行っています。

(イ) 不正リスク対応基準が適用される監査業務

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る契約の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- ・不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ・新規の締結時及び更新時は、リスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の締結又は更新に当たり、上記の手続が適切に行われていることを確かめなければならないこととしています。

④業務の実施

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書、実務指針等に準拠し、実務ガイダンス等を参照して、監査ツールを改訂して、専門要員が適時に利用できるようにしています。

(ア) 監査チームの責任、並びに指揮、監督及び査閲

監査責任者は、監査業務の全過程を通じて、監査チームの指揮、監督及び作業の査閲に関する責任を含めて、十分かつ適切に関与する責任を負っております。

(イ) 職業的な懐疑心

当監査法人及び監査チームは、職業的専門家としての適切な判断を行い、また監査業務の種類に応じて、職業的専門家としての懐疑心を発揮しております。

(ウ) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、監査業務において判断に困難が伴う重要な事項等について、審

査担当者及び品質管理責任者に事前に相談し、必要あるときは、専門的な見解に関するガイドラインに基づき、監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

(エ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内、監査責任者と監査業務に係わる審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合、社員会で検討し、監査法人としての意見を統一することとしています。

(オ) 審査

当監査法人は、審査担当者の適格性・客観性、審査の内容、実施時期及び範囲、不正リスク対応基準への対応、審査の記録及び保存についての方針及び手続を定め、審査を実施しております。

(カ) 監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、適切な監査調書の管理及び保存を実施しており、監査調書の不適切な変更の防止に努めております。

⑤専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

(ア) 人事に関する方針及び手続

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること、及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

(イ) 専門要員の採用

当監査法人は、監査に関する必要な知識があり、かつ当監査法人の定める事項を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲がある者を採用しています。

(ウ) 専門要員の適性及び能力

・専門要員の能力開発

専門要員の能力開発については、日本公認会計士協会が主催する研修等への参加を積極的に推奨するほか、当監査法人においても年間2回程度の研修を実施して、必要単位数を取得するように適宜、指導監督しています。

・不正リスク対応基準への対応

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に従事する専門要員が、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するこ

ととしています。

(エ) 専門要員の評価、報酬及び昇進

当監査法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため、専門要員の評価に関する方針及び手続を定めています。

(オ) 監査チームの選任

・ 専門要員の選任

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することができるよう、個々の監査業務における専門要員を、適性、能力、経験、不正に関する教育・訓練などを考慮して選任しています。

・ 不正リスク対応基準への対応

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた専門要員の知識及び能力の程度を考慮することとしています。

⑥品質管理のシステムの監視

(ア) 品質管理のシステムの監視に関するプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。そのプロセスは、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含めます。その評価には監査業務の定期的な検証が含まれます。

(イ) 品質管理のシステムの監視を行う目的

品質管理の方針及び手続の遵守に関して品質管理のシステムの監視を行う目的は、

- ・ 職業的専門家としての基準及び適用される法令等が遵守されているかどうか。
- ・ 品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されているかどうか。
- ・ 品質管理の方針及び手続が適切に遵守されており、発行する監査報告書が状況に応じて適切であるかどうか。

について評価することにあります。

品質管理のシステムの監視は、品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施しています。

(ウ) 日常的監視

当監査法人の日常的監視には、以下の事項を検討することが含まれています。

- ・新たに公表された職業的専門家としての基準及び適用される法令等と当監査法人が定める品質管理のシステムの方針及び手続への反映の状況
- ・独立性の保持のための方針及び手続への遵守についての確認状況
- ・訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発状況
- ・契約の新規の締結及び更新状況
- ・情報セキュリティ（インサイダー取引を含む。）に関する方針及び手続の整備状況及び遵守状況
- ・実施すべき是正措置と品質管理のシステムの改善の決定（教育・訓練に関する方針及び手続への反映を含む。）状況
- ・品質管理のシステムの理解又は遵守の程度について発見された不備に関する当監査法人内の適切な専門要員への伝達状況
- ・品質管理の方針及び手続に必要な修正を速やかに行うための当法人内の適切な専門要員によるフォローアップ状況

(エ) 監査業務の定期的な検証

当監査法人の監査業務の定期的な検証は、監査チームのメンバー及び審査担当者以外の者を担当者として選任し、循環的に実施します。検証のサイクルは、通常3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定します。

なお、監査業務の定期的な検証は、監査業務の定期的検証チェックリスト（不正リスクへの対応状況を含む。）に基づき実施することとしています。

(オ) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、速やかな改善措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備が判明した場合には、品質管理責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置を取ります。

品質管理責任者は、監査責任者並びにその他適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者は是正措置を適時に実施することとしています。

品質管理責任者は、必要な措置が講じられていることをフォローアップしています。

(カ) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

- ・不服と疑義の申立てに関する方針及び手続

当監査法人は、以下の事項に関して、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めています。

- i. 当監査法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
 - ii. 当監査法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
 - iii. 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て
- ・不正リスク対応基準への対応

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、以下の事項に適切に対処することを合理的に確保するために、当監査法人内外からもたらされる情報に対処することとしています。

- i. 不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を品質管理責任者が受け付けること
- ii. 品質管理責任者は、当該情報について関連する監査責任者へ適時に伝達すること
- iii. 監査責任者は、監査チームが監査の実施過程で当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に報告すること

⑦監査事務所間の引継の方針及び手続

(ア)監査事務所間の引継に関する方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われていることを合理的に確保するため、監査業務の引継に関する方針及び手続を定めています。

(イ) 不正リスク対応基準への対応

監査責任者は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務について、監査チームが実施した引継の状況を品質管理責任者に報告しなければならないこととしています。

(2) 組織・ガバナンス基盤

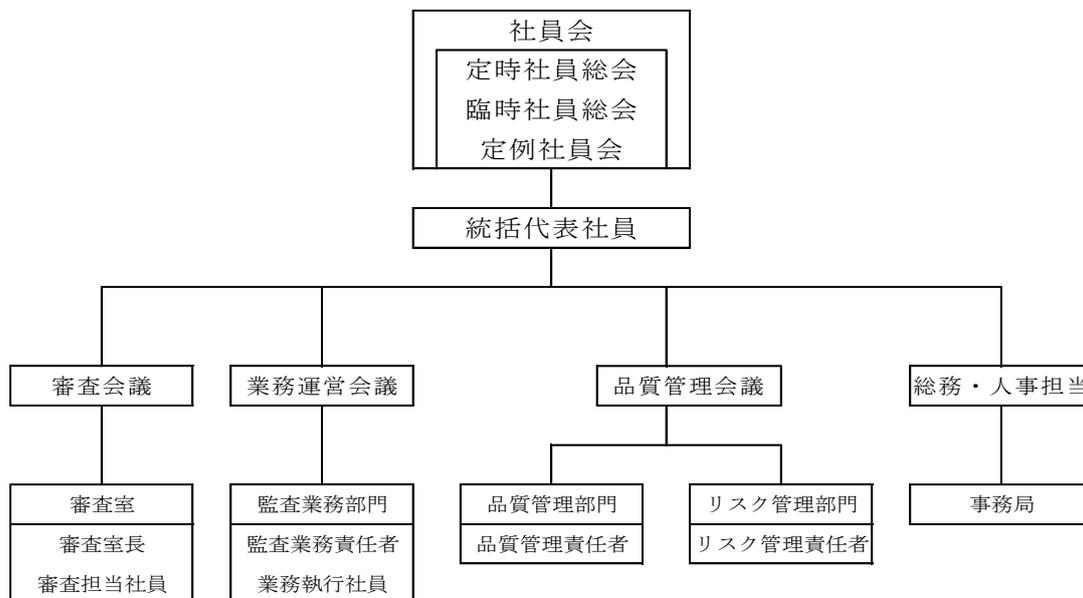
①組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人は、社員会において統括代表社員を選任し、その下に品質管理部門、リスク管理部門、監査業務部門及び審査室を設けており、職務分掌により役割分担を明確にし、組織的な運営を心がけています。また、社員会は統括代表社員が議長となり、経営上の重要事項及び監査の品質管理に関する事項等について、審議及び報告を行っており、相互牽制を図り経営の実効性を確保し、監査法人として適正な判断ができるようにしております。(注)

(注) 【別紙】「監査法人のガバナンス・コード」【組織体制】原則2（指針2-1）を参照してください。

②組織図と役割

【当監査法人の組織図】



【各部門の業務分掌】

担当者	主な業務分掌内容
総務・人事担当	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採用関係、人事評価 2. 社員会の運営 3. 予算管理、事業報告関係 4. ホームページの管理・更新 5. その他庶務事項
品質管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 品質管理全般（品質管理関係規程の起案を含む） 2. 職業倫理（宣誓書、利害関係の確認を含む） 3. 品質管理研修 4. 品質管理のシステムの監視 5. 日本公認会計士協会対応 6. 監査調書の管理
リスク管理責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. インサイダー取引 2. 特定個人情報保護 3. 情報セキュリティ 4. 情報機器の管理

	5. データ管理 6. 日本公認会計士協会 I T 関連対応
監査業務責任者	1. 新規監査業務等窓口 2. 監査日程 3. 監査責任者等ローテーション 4. 法定監査関係提出書類の管理
審査室長	1. 審査結果の取りまとめ及び報告 2. 監査意見の聴取及び調整 3. 審査書類の管理 4. 審査関係規程・ツールの起案

③独立性を有する第三者の選任理由及び期待する役割

当監査法人は、独立性を有する第三者を選任しております。当監査法人は、組織機能の実効性向上に資する助言・提言及び組織運営の実効性に関する評価への関与の役割を期待しております。(注)

(注) 【別紙】「監査法人のガバナンス・コード」【組織体制】原則 3 (指針 3-1) から(指針 3-4)まで参照してください。

④非監査業務の提供の方針

当監査事務所の業務内容は監査業務が中心であり、非監査業務の受嘱等は積極的に行わない方針としております。また、個別業務ごとに社員会の承認を必要としております。(注)

(注) 「監査法人のガバナンス・コード」【監査法人が果たすべき役割】原則 1 (指針 1-5) を参照してください。

(3) 人的基盤

①主な監査業務に対するリソースの配分

上場会社等監査

監査責任者として代表社員公認会計士 2 名を選任し、監査補助者として公認会計士 6 名から 8 名程度により監査チームを構成し、監査業務を実施しております。

金融機関監査

監査責任者として代表社員公認会計士 1 名を選任し、監査補助者として公認会計士 6 名程度により監査チームを構成し、監査業務を実施しております。

②非常勤職員の利用方針、評価

当監査法人は、常勤職員が主たる監査業務を遂行しており、非常勤職員は、常勤職員の業務範囲を超える分についての業務に従事しています。

非常勤職員の採用については、現在の監査環境を十分に理解している人材の採用に限る方針であり、監査業務の年間の監査日程計画により日数等を定めてアサインしております。

非常勤職員の評価は、監査責任者が一次的評価を実施し、最終の評価は社員会等により決定し、報酬に反映しております。

③兼業について

当監査法人は、社員に対して原則、非監査業務における兼業を認めております。これは、監査法人設立時からの経緯によるものであり、社員会で承認のもと実施されております。

なお、新たに登用する社員については、原則兼業を認めず、当監査事務所の業務に専従することで監査の品質向上に努めてもらう方針であります。

非常勤職員に対しては利益相反や独立性に問題が生じないように、毎年、誓約書を入力し確認を行っています。(注)

(注) 【別紙】「監査法人のガバナンス・コード」【監査法人が果たすべき役割】原則1（指針1-5）を参照してください。

(4) IT基盤

①電子監査調書について

当監査法人の監査調書は、紙面調書を正本としており電子監査調書システムについては現在のところ導入しておりません。

②情報セキュリティの取組について

(ア) 情報セキュリティ関連規定等

当監査法人は、情報セキュリティに関する規定として、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ行動基準」並びにクラウドサービスの運用基本方針及び運用細則を定めております。また、リモートワークに対応して「リモートワークにおけるセキュリティ対策基準」を定めています。

当監査法人は、情報セキュリティ担当社員により、外部環境や監査事務所内における情報機器の利用状況等を踏まえ、「情報セキュリティ等リスク評価・対応表」で情報セキュリティリスクの識別、評価及び対応(進行管理を含む)を実施しており、情報セキュリティ関連規程を整備し、適宜見直しております。

(イ) 情報セキュリティを確保するための物理的対策

当監査法人は、情報セキュリティ対策基準において「物理的対策基準」が定められており、第三者が自由に出入りはできなく、各場所は電子施錠されています。

(ウ) リモートワークに関連する情報セキュリティリスクに対する方針及び手続

当監査法人はリモートワーク形態を踏まえたセキュリティリスクを識別し、セキュリティ対策を実施することを目的として「リモートワークにおけるセキュリティ対策基準」を定めて、運用しております。

(エ) 業務に使用するPCの管理

当監査法人において個人PCの利用は禁止しており、すべての貸与パソコンは情報機器管理台帳により、一元管理しております。また、すべての専門職員から毎年、「情報機器預り書」を受領し、貸与機器の状況を確認しております。

(5) 財務基盤

① 売上高の総額

(単位：千円)

	第48期	第49期
売上高		
監査証明業務	242,863	219,877
非監査証明業務	6,691	11,090
合計	249,554	230,968

当監査法人は、安定した売上高があり、財務基盤上の問題はありません。

- ② 当監査法人の報酬依存度割合が最も高いクライアントでも11%を下回っており、監査法人の独立性に問題はありません。

(6) 国際対応基盤

当監査法人は、監査リスクの高い被監査会社等と監査契約の締結はしないことを前提としており、当監査事務所の経営方針に沿った適切なサービス提供が行えるか否かについて社員会において慎重に協議を行っております。

現在のところ、新規に受嘱する場合は、千葉県内に本社を置き、かつ海外子会社がなく、国内にも複数の子会社がないような会社等に限定しております。

以上